

再 申 入 書

令和7年7月14日

〒004-0839

札幌市清田区新栄648-2

三和物流サービス株式会社 御中

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久三四彦

TEL:011-221-5884/FAX:011-221-5887

前略

当法人が三和物流サービス株式会社（以下「貴社」とします。）に送付した令和7年3月4日付申入書兼照会書（以下「申入書」といいます。）に対する、貴社からの令和7年3月21日付回答書（以下「回答書」といいます。）を受けて、当法人は、貴社に対し、以下のとおり再度の申入れをします。

第1 再申入れの趣旨

下記第2の1及び2記載の修正された各条項につき、当法人は、貴社に対し、当該各条項の使用中止又は再修正を申し入れます。

第2 再申入れの理由

1 本契約条項第3条について

- (1) 回答書1の内容によりますと、貴社においては、顧客から無制限に延滞料金を取ることはなく、また当該レンタル商品が返還されない場合には、その紛失に伴う損害金を支払ってもらう旨の運用がされているとのことです。
- (2) しかしながら、令和6年8月30日付回答書により修正された本契約条項

第3条の内容からは、かかる貴社における運用の実態を読み取ることができません。

- (3) したがって、貴社からの回答書の内容を踏まえましても、修正後の本契約条項第3条は、依然として、消費者契約法第10条の規定に違反する無効な契約条項といえますので、申入れの趣旨に記載したとおり、修正後の本契約条項第3条につき使用中止又は再修正を申し入れます。

2 本契約条項第11条について

- (1) 申入書では、修正後の本契約条項第11条を前提にした場合、貴社は故意または重大な過失が存する場合でない限り、レンタル料の払戻し以外の一切の責任を免れることとなりますので、この点をもって、当該条項が消費者契約法第10条に違反するものと指摘しておりました。
- (2) しかしながら、貴社からの回答書2の内容は、この問題点に対する回答とは見受けられず、新たな修正も行われていませんので、当該条項は依然として消費者契約法第10条に違反するものといえます。
- (3) したがって、申入れの趣旨に記載したとおり、修正後の本契約条項第11条につきましても、その使用中止又は再修正を申し入れます。

第3 回答の期限など

以上の再申入れに対する貴社のお考えを、令和7年8月18日までに、書面にて、当法人事務所までご送付ください。

なお、貴職からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のそれらの内容は、当法人の活動目的のため、当法人のウェブサイト等において公表させていただきますので、その旨、あらかじめ申し添えます。

早々